

## 行財政改革推進審議会の審議内容とスケジュール

資料1

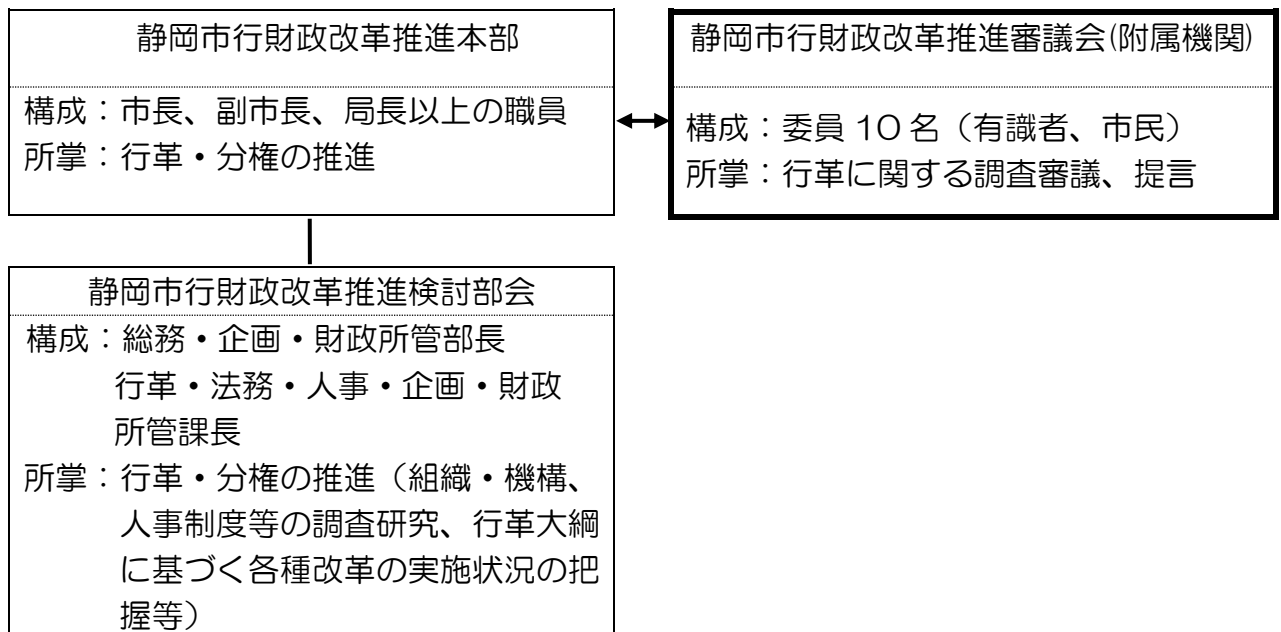
## 1 審議会の設置目的（条例第1条）

市の行財政の改善合理化について調査審議し、簡素で効率的な市政の実現に資するため

## 2 審議会の所掌事務（同第2条）

- (1) 市長の諮問に応じた市の行革推進に関する重要事項の調査審議
- (2) 行革の推進状況に関する提言等

## 3 行財政改革の推進体制



## 4 第6期行革審の主な審議事項（平成26年度）

- (1) 現行財政改革推進大綱実施計画の進捗管理（8月）
  - ・現実施計画（追加版含む）登載事業の平成25年度実績の進捗管理（達成状況・効果額の確認）を行う。
- (2) 新行財政改革推進大綱（案）審議（8月～10月）・最終答申（10月）
  - ・パブリックコメントによる市民意見を踏まえ、新大綱案を作成する。
  - ・基本理念・基本方針・改革の方向の全体構成、追加検討事項、文章表現等の審議・確認を行い、新大綱案を最終答申する。

## (3) 行政評価制度に係る政策・施策評価（試行）の実施（6月～9月）

・行政評価（政策・施策）の試行として、第2次総合計画の9つのプロジェクトから抽出した、政策・施策レベル（主要事業含む）の内部評価に基づく、外部評価を実施する。

## 【実施方法案】

・行財政改革推進審議会を2つの分科会に分け、9つのプロジェクトから抽出したものを割り振り評価する。

## 5 平成26年度スケジュール（予定）

[審議会 全8回] ※ 勉強会5回 答申1回

時 期		内 容	
		行政評価	新大綱等
第1回	5月7日	委嘱式・委員自己紹介・今後のスケジュール など	
勉強会	6月上旬	主要事業の現地視察	
勉強会	6月中旬	内部評価報告・質疑	
第2回	6月下旬	外部評価の実施	パブコメ結果の報告
勉強会	7月上旬	主要事業の現地視察	
勉強会	7月中旬	内部評価報告・質疑	
第3回	7月下旬	外部評価の実施	
勉強会	8月上旬	評価の検討・調整	
第4回	8月下旬	評価まとめ・制度への意見	H25 実施計画実績報告 新大綱審議 (全体構成・追加事項検討)
第5回	9月上旬	評価結果報告	新大綱審議 (追加事項確認・文章確認)
第6回	9月下旬		新大綱審議 (全体確認)
第7回	10月上旬		新大綱審議 (最終確認)
答 申	10月中旬		新大綱 (案) 最終答申
第8回	3月中旬		新大綱・実施計画策定報告

※スケジュールはあくまでも予定です。都合により変更する場合があります。

## 静岡市行財政改革推進審議会条例

(設置)

第1条 静岡市は、市の行財政の改善合理化について調査審議し、もって簡素にして効率的な市政の実現に資するため、静岡市行財政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 市長の諮問に応じ、市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 行財政改革の推進状況について提言等を行うこと。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市の行財政について優れた識見を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)